

比較自治体の自治基本条例の体系

※■:各主体の責務等

	三重県伊賀市	長野県安曇野市	山梨県上野原市	福岡県太宰府市	福岡県古賀市	岩手県北上市	栃木県鹿沼市	岐阜県関市	滋賀県甲賀市	愛媛県四国中央市	三重県四日市市	三重県名張市	三重県志摩市	三重県亀山市	三重県鈴鹿市
条例名	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	市民自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例
構成	7章58条	8章27条	8章16条	8章29条	5章18条	6章32条	6章15条	11章31条	6章31条	8章33条	8章25条	10章40条	9章33条	4章20条	6章26条
前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文
1章	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則
2章	情報の共有	市民の権利及び責務	まちづくりの基本原則	市民	市民等・議会・行政の役割	各種体の役割と責務	市民自治及び協働	基本原則	まちづくりの基本原則	市民	市民の役割	市民	市民	まちづくりの主体	まちづくりの基本原則
3章	市民の参加	市議会の役割及び責務	市民の権利	議会	まちづくりの基本的事項	市政運営	市政及び議会	市民の権利、役割及び責務	各種体の役割及び責務	議会	市の執行機関の役割	市議会	議会	まちづくりの基本原則	市民、市議会及び市の役割
4章	住民自治のしくみ	市の役割及び責務	市民の責務	市長等	行政運営	参画及び協働	情報の共有	議会の責務	まちづくりを推進する仕組み	市	市議会の役割	市長等	行政機関	この条例に基づくまちづくりの推進	まちづくりを推進する仕組み
5章	議会の役割と責務	市政運営	市と議会の責務	コミュニティ	実効性の確保	国、県及び他の自治体との関係	住民投票	行政の責務	行政運営	情報の共有	行政運営に関する基本姿勢	情報共有	情報の共有		行政運営
6章	行政の役割と責務	危機管理	まちづくりにおける市政運営	市民参画の原則		条例の見直し	条例の見直し	市政運営	条例の実効性の確保	市政への参画	市民投票	市政運営	参画及び協働		条例の推進及び見直し
7章	条例の見直し	区	交流と連携	市政運営の基本原則				情報の共有等		連携及び交流	条例の位置付け等	参画及び協働	市民自治活動		
8章		住民投票	その他	条例の見直し				参画及び協働		市民自治推進委員会の設置等	委任	最高規範性	他の団体及び関係機関との連携		
9章								国、県その他の自治体との協力等				国、三重県及び他の自治体との関係	条例の実効性を確保するしくみ		
10章								関市自治基本条例推進審議会				補足			
11章								その他							

各自治体自治基本条例条文比較表

市町村名	伊賀市	長野県安曇野市	山梨県上野原市	福岡県太宰府市	福岡県古賀市	岩手県北上市	栃木県鹿沼市	岐阜県関市	滋賀県甲賀市	愛媛県四国中央市	三重県四日市市	三重県名張市	三重県志摩市	三重県亀山市	三重県鈴鹿市
施行日	平成16年12月24日 平成24年7月4日改	平成29年4月1日	平成29年4月1日	平成29年4月1日	平成29年4月1日	平成25年1月1日	平成24年4月1日	平成26年12月25日	平成28年4月1日	平成19年7月1日	平成17年9月1日	平成18年1月1日	平成20年8月1日	平成22年4月1日	平成24年12月1日
名称	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	市民自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例
体系	7章58条	8章27条	8章16条	8章29条	5章18条	6章32条	6章15条	11章31条	6章31条	8章33条	8章25条	10章40条	9章33条	4章20条	6章26条
【前文】	前文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【目的】	1条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【定義】	2条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【基本理念】	3・4条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【自治の基本原則】															
【位置付け・体系化】	5条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【情報共有の原則】	6条	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○
【市の責務】	7条	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
【市民の知る権利】	8条	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
【出資法人等の情報公開】	9条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【情報の収集及び管理】	10条	×	×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○
【個人情報保護】	11条	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
【意思決定過程の情報共有】	11条の2	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
【まちづくりに参加する権利】	12条	○	×	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
【まちづくりに参加における市民の責務】	13条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
【まちづくりにおける市の役割と責務】	14条	×	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○
【計画策定における市民参加の原則】	15条	×	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×
【計画策定における市民参加の方法】	16条	○	×	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×
【審議会等への市民参加】	17条	○	×	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×
【条例制定における市民参加】	18条	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
【市民投票の原則】	19・20条	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
【市民投票の実施】															
【住民自治の定義】	21条	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
【住民自治に関する市民の役割】	22条	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×
【住民自治に関する市の役割】	23条	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×
【住民自治協議会の定義・要件】	24条	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×	○
【住民自治協議会の設置】	25条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治協議会の機能】	26条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治協議会への支援】	27条	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×
【地域まちづくり計画】	28条	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
【地域振興委員会の設置】	29条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【地域振興委員会の所掌事務】	30条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【地域振興委員会の委員の任命等】	31条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治地区連合会の設置】	33条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治地区連合会の所掌事務】	34条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治地区連合会の委員の任命等】	35条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治活動を支援する機関の設置】	36・37条	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
【住民自治活動を補完する行政機関の設置】															
【議会の役割と権限】	38条	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×	×
【議会の責務】	39条	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
【議会の情報共有と市民参加】	40条	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○
【議員の責務】	41条	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×
【行政の役割と権限】	42条	×	×	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×
【市の責務】	43条	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
【市長の責務】	44条	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
【議員の責務】	45条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
【執行体制の整備】	46条	○	×	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×
【法務体制】	47条	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	×	×
【人材育成】	48条	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	×	○
【公益通報】	49条	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
【意見等への対応】	50条	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○
【財政運営の基本方針】															
【財政基盤の強化】															
【予算編成・予算執行】															
【財産管理】															
【財政状況の公表】															
【行政評価】	56条	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
【外部監査】	57条	×	×	○	×	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×
【条例の見直し及び見直し】	58条	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○

市町村名	伊賀市	長野県安曇野市	山梨県上野原市	福岡県太宰府市	福岡県古賀市	岩手県北上市	栃木県鹿沼市	岐阜県関市	滋賀県甲賀市	愛媛県四国中央市	三重県四日市市	三重県名張市	三重県志摩市	三重県亀山市	三重県鈴鹿市
【協働のまちづくり】	x	x	x	○	○	○	○	x	○	x	x	○	○	○	○
【子どもの権利】	x	x	x	○	x	x	x	○	○	○	x	x	x	x	○
【子どもの参加】	x	x	x	○	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x
【高齢者、障がい者等の権利】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x
【学ぶ機会】	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	x	x	x	x	x
【男女共同参画】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x
【多文化共生】	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	x	x	x	x	x
【地域福祉】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x
【危機管理】	x	○	x	○	x	○	○	○	○	○	x	○	x	x	x
【市政運営の原則】	x	○	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x
【地域経営の原則】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x
【事務事業実施における原則】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x
【評価、改善等への参画】	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x
【行政手続き】	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	○	○	x	x	x
【市議会への説明責任】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x
【議長の責務】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x
【市又は職員のまちづくりへの参加】	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	○
【事業者の責務】	x	x	x	○	x	x	x	○	○	○	x	x	x	x	x
【市民公益活動】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x
【市民自治活動の制度化】	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x
【市民会議】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x
【連携及び協力】	x	x	○	x	x	x	x	○	○	○	x	x	x	x	x
【国及び他の地方公共団体との関係】	○	x	x	○	x	○	x	○	○	x	x	○	○	x	○
【条例の推進】	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○
【総合計画】	○	○	x	○	○	○	x	○	○	○	○	○	x	x	○
【アンケート調査】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x
【市民自治推進委員会】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	○	x	x	○	○	x
【委任】	x	x	x	x	x	x	x	○	x	○	○	○	○	x	x

各自治体自治組織条例条文比較表

市町村名	伊賀市	三重県名張市	三重県亀山市	三重県鈴鹿市	三重県伊勢市	三重県松阪市
組織条例 施行日	—	平成21年3月31日	平成28年3月29日	平成31年3月25日	平成26年12月19日	令和2年12月23日
組織条例 名称	—	地域づくり組織条例	まちづくり協議会条例	地域づくり協議会条例	ふるさと未来づくり条例	地域づくり組織条例
組織条例 体系	—	17条	12条	11条	17条	9条
【前文】		×	×	×	×	○
【目的】		○	○	○	○	○
【定義】		○	×	×	○	○
【基本理念】		○	×	×	○	×
【自治の基本原則】		○	×	×	○	×
【市の責務】		×	×	×	○	×
【住民等の役割】		×	×	×	○	×
【住民自治の定義】	21条	×	×	×	×	×
【住民自治に関する市民の役割】	22条	×	×	×	×	×
【住民自治に関する市の役割】	23条	×	×	×	×	○
【住民自治協議会の定義・要件】	24条	○	×	○	○	×
【住民自治協議会の構成員】		○	○	○	×	×
【住民自治協議会の規約】		×	○	○	×	×
【住民自治協議会の設置】	25条	×	×	×	×	×
【住民自治協議会の認定等】		×	×	○	○	○
【住民自治協議会の設立等の届出】		×	○	×	×	×
【住民自治協議会の役割等】		×	×	○	○	○
【住民自治協議会の(市との)連携】		×	×	○	×	×
【住民自治協議会の変更届出】		×	×	×	○	×
【住民自治協議会の権能】	26条	×	×	×	×	×
【住民自治協議会への支援】	27条	○	○	○	○	×
【住民自治協議会の区域】		○	○	○	×	×
【住民自治協議会の事業】		○	○	○	×	×
【住民自治協議会の活動の制限】		○	○	○	×	○
【住民自治協議会の公正な事業の執行】		×	○	×	×	×
【住民自治協議会の運営等の状況の報告】		×	×	×	○	×
【住民自治協議会への勧告、命令等】		×	×	×	○	×
【住民自治協議会への認定の取消し】		×	×	×	○	×
【住民自治協議会の法人化】		○	×	×	×	×
【住民自治協議会以外の公共的団体との連携】		×	○	×	×	×
【地域まちづくり計画】	28条	○	○	○	○	×
【交付金の交付】		○	×	×	×	×
【交付金の額】		○	×	×	×	×
【交付金の実績報告】		○	×	×	×	×
【事業実績報告及び活動の情報公開】		○	×	×	○	×
【地域振興委員会の設置】	29条	×	×	×	×	×
【地域振興委員会の所掌事務】	30条	×	×	×	×	×
【地域振興委員会の委員の任命等】	31条	×	×	×	×	×
【住民自治地区連合会の設置】	33条	○	×	×	×	○
【住民自治地区連合会の所掌事務】	34条	×	×	×	×	○
【住民自治地区連合会の委員の任命等】	35条	×	×	×	×	×
【住民自治活動を支援する機関の設置】 【住民自治活動を補完する行政機関の設置】	36-37条	×	×	×	×	×
【市民自治推進委員会】	×	×	×	×	○	×
【委任】	×	○	○	○	○	○